●●市町村おもてなし花壇事業に関する協定書（新規）

○〇(以下「甲」という。) 、●●市町村 (以下「乙」という。) は以下のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県民・事業者・行政の共働による美しいまちづくりの一環として取り組む●●市町村おもてなし花壇事業において、必要な事項を定めるものとする。

(対象花壇)

第２条　本協定に基づく花壇事業の実施場所は、次のとおりとする。

●●通り●　●●

　　　●●区●●●丁目●番地先　別添図面のとおり

(実施期間)

第３条　実施期間は、本協定書締結の日から令和７年３月３１日までとする。

２　更新継続を行う場合は、協定期間終了の１か月前までに両者の協議のうえ、再度協定を締結する。

(役割分担)

第４条　甲、乙役割分担は、次のとおりとする。

（１）甲は、第２条に定める対象花壇について、第３条に定める実施期間中における維持管理に係る費用相当額を負担する。

（２）乙は、事業の実施に係る区域の決定を行う。

（３）乙は、花壇のデザイン・整備・日常の維持管理を行う。

（４）乙は、花壇の維持管理において甲の協力を受けていることを幅広く周知するため、甲の名称を明記した管理銘板を設置するとともに、ホームページや各種イベント時において広報を行うものとする。

(費　用)

第５条　甲は、前条第１号に定める花壇の維持管理費用相当額及び花による美しいまちづくりへの協賛として２０万円（税込）を支払うものとする。

２　甲は、前項の費用について、乙が指定する期日までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

(善管注意義務)

第６条　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

(その他)

第７条　乙は、管理上その他やむ得ない事情により、花壇を除去する必要が生じたときは、その理由を示し、事前に甲に説明を行ったうえで除去できるものとする。このとき甲が既に納めた第５条に定める花壇の維持管理費用相当額の費用取り扱いについては別途協議を行う。

(疑義の処理)

第８条　この協定に定めない事項、又は疑義並びに第三者との紛争が生じた場合は、別に協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書２通を作成し、それぞれが記名押印の後、各自が１通を保有する。

令和 ６年 ●月 ●日

甲

　　　　　　　　　　　　 印

乙　住所

市町村名

市町村長名　　 印